

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

●長崎県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

・本事務におけるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩についての対策を講じる。
・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく「別記【特】個人情報取扱特記事項」を締結し、当該事業者に対し、個人情報保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード等の写しの提出③保護者等の個人番号のデータ化④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県総務部学事振興課
②所属長の役職名	学事振興課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県総務部学事振興課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号095-895-2282 長崎県総務部県民センター 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県総務部学事振興課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号095-895-2282

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学事振興課長 松尾 信哉	学事振興課長	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年5月1日	令和元年5月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年7月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	長崎県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	長崎県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事後	
令和2年7月9日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言(特記事項)	・本事務における用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。 ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。	・本事務におけるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。 ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩についての対策を講じる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード等の写しの提出	事後	
令和2年7月9日	IIしきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月1日	令和2年5月1日	事後	
令和2年7月9日	IIしきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	IIしきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日	令和3年5月1日	事後	
令和3年8月5日	IIしきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日	令和4年5月1日	事後	評価書の直近の公表日から5年を経過する前の評価の再実施による変更
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	評価書の直近の公表日から5年を経過する前の評価の再実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月1日	令和5年5月1日	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	